

「備えるフェスタ2026」及び

「令和8年度 川崎市防災シンポジウム」設営等業務委託 仕様書

1 業務件名

「備えるフェスタ2026」及び「令和8年度 川崎市防災シンポジウム」設営等業務委託

2 業務目的

川崎市（以下「市」という。）が主催する「備えるフェスタ2026」及び「令和8年度 川崎市防災シンポジウム」の会場設営・撤去及び運営支援等を円滑に行い、イベントを事故なく万全に行うことを目的とする。

3 業務履行期間

契約日から令和8年12月25日（金）

4 開催日時・開催場所

（1）開催日時

備えるフェスタ： 令和8年12月12日（土）午前10時00分から午後3時00分まで

防災シンポジウム： 令和8年12月12日（土）午後0時30分から午後2時00分まで

（2）開催場所

備えるフェスタ： 市役所広場周辺、南庁舎周辺（川崎市川崎区宮本町1番地）

防災シンポジウム： 川崎市役所本庁舎2階ホール（川崎市川崎区宮本町1番地）

5 委託業務内容

（1）業務の進行管理及び当日の運営総括

ア 市との協議の実施

受託者は、本業務委託を履行するにあたり、市との協議（打合せや現場確認等）を入念に行うこと。

イ 総括責任者の選任

受託者は、委託契約締結後、同種のイベントを担当した経験を有する統括責任者を定め、市との連絡調整にあたり、市及び各施設管理者からの指示に迅速かつ的確に応えることのできる体制を整えること。また、会場の設営・撤去時及びイベント中は、原則として統括責任者が会場に常駐し、下記（2）～（3）業務の統括を行うものとする。なお、統括責任者は、作業従事者及び周辺利用者の安全確保に十分配慮し、設営中に事故等が発生した場合は速やかに市に報告し対処すること。

（2）会場の設営・撤去

会場の設営・撤去については、原則として次のとおり行うこと。

ア 設営

備えるフェスタは午前9時00分、防災シンポジウムは午前10時00分までに設営を完了させること。

イ 撤去・原状回復

イベント終了後から原則、午後5時30分までに行うこと。（ただし、イベント終了時間に応じて、別途市担当者が指示するものとする）

ウ 搬入出経路

市役所広場への車両乗り入れは経路・範囲が限られているため、搬入出経路 について、別途提供する図面により決定し、決定後速やかに搬入出経路計画書を提出すること。

エ 各種設営物等の安全性等の確保

- (ア) 受託者は、雨天や強風によりテントや看板等が飛散することのないよう安全に配慮した設営を行うこと。また養生等の対応については、市の指示に従い実施すること。
- (イ) 各種設営物は風速10m/sの突風発生時に崩壊・倒壊等の危険がないよう安全性に配慮した仕様とすること。
- (ウ) 設営時に発生する音等により、施設関係者や周辺住民等に迷惑がかからないよう十分に配慮すること。
- (エ) 設営・撤収時及びイベント中における見学者等の安全を確保するため、必要な安全防護措置を講じること。

オ 物品の運搬、設置、撤去等

受託者は、以下の設営器材を調達し、市の指定する場所に設置すること。また、必要に応じて作成すること。なお、強風等によるテントの転倒等を防止するため、ウエイトを設置する等、安全対策を講じるものとする。ウエイトの設置にあたっては、床面を傷つけないよう注意すること。市役所広場の御影石に備品（テント・机・椅子・看板等）を設置する場合は、養生を行うこととする。

物 品	市役所広場 周辺	南庁舎 周辺	合計
1 パイプテント (2.7m×3.6m) ※ウエイト付一部共有可	20張	1張	21張
2 幌付き (3面) パイプテント (1.8m×2.7m) ※ウエイト付一部共有可	20張	なし	20張
3 会議用テーブル (白クロス 1,800mm×600mm)	60個	30個	90個
4 折りたたみイス (パイプ)	150脚	200脚	350脚
5 ポータブル電源	10台	なし	10台
6 コードリール	10台	なし	10台
7 分別用ゴミ箱 (普通ゴミ・プラで1セット)	2セット	4セット	6セット
8 搬入出備品機材費 (コンパネ等)	1式	なし	1式
9 ブルーシート (縦5m×横5m×厚み0.25mm)	なし	20枚	20枚
10 音響装置 ワイヤレスマイク：3本、マイクスタンド：1台、 パワーアンプ (～500w クラス、小雨に耐えうる防水性能)：1台、 ミキサー (スマートフォン等から音声出力可能なもの)：1台、 その他必要なもの：一式	1式	なし	1式
11 仮設ステージ (最大で8m×8m程度) 及びカーペット	1セット	なし	1セット

カ 炊き出し訓練・防災工作教室に必要な食材・調理用の器材・工作の材料等に係る経費等について、25万円を計上すること。内容及び支出方法については、別途指示する。

キ 下記のとおり、看板や幕を作成し、指定した場所に設置すること。なお、デザインについては、市からの入稿データをもとに企画・編集すること。

1	備えるフェスタ用の看板 約 1,030mm×728mm (B1 横・スタンド看板・片面・ロータイプ)	1 枚
2	備えるフェスタ用の看板 約 1,800mm×900mm (自立式・ウェイト付き)	4 枚
3	備えるフェスタ用の縦垂れ幕 約 3,000mm×900mm (ターポリン素材)	1 枚
4	備えるフェスタ用の横垂れ幕 約 3,000mm×900mm (ターポリン素材)	1 枚
5	川崎市防災シンポジウム用の看板 約 1,800mm×900mm (自立式・ウェイト付き)	1 枚

ク 川崎市防災シンポジウム用のスタンド式花の設置

右写真のようなスタンド式の花を舞台上に設置する。匂いが移りやすい花はなるべく使用しない。本イベント終了後に撤去すること。



(3) 検査の実施等

ア 受託者は、設営後速やかに市に報告し検査を受けること。検査により指摘された内容については直ちに修正を行い、再検査を受けること。

イ 受託者は、イベント終了後、所定の期間内に設営物の解体撤去を行い、イベントで使用したもの的一切を残置しないこと。なお、撤去開始については、イベントの進行状況により時間が前後することがあるため、市が別途指示する。

ウ 撤去の際、会場設備に伴い移動した資機材等は、従前の場所に戻すこと。

エ 撤去及び原状回復後は、速やかに市の検査を受けること。

オ 市の検査により、既存の建物施設や地面アスファルト等に設営に伴う損傷が認められた場合、受託者は直ちに修復等の処置を行うこと。

(4) イベント来場者に対する保険への加入

イベント開催時のイベント参加者等の事故に対する適正な補償を行うため、傷害保険等に参加すること。補償内容については、次に記載する補償額以上のものとし、保険対象人数が実際と著しく異なる場合には、追加加入の必要性等を市と協議すること。また、保険への加入後、速やかに保険証券の写しを本市に提出すること。

保険種目	保険の対象人数	補償内容
出展者傷害保険	200人	死亡・後遺症 250万円 入院日額 5,000円 通院日額 3,000円
見学者傷害保険	1,000人	同上

(5) イベント中止・縮小について

本イベントは、災害の発生、気象条件その他やむを得ない事由により、本市の判断で中止又は規模を縮小する場合がある。その場合、市は受託者と別途協議の上、下記の割合を基本として、それまでに要した経費を支払うものとする。

イベント実施日の4日前まで	制作物の作成にかかった費用
イベント実施日の3日前～当日	実費

(6) 広報チラシ等の作成・印刷

受託者は、下記の通り広報チラシ3種を市からの入稿データをもとに企画・編集・データ作成を行う。また、防災シンポジウムで使用するシール400枚を本市職員と調整し作成する。それぞれの納品期日は別途指示する。

種類	仕様
① 備えるフェスタ・防災シンポジウム 市ホームページ掲載用チラシ（バナーも）	A4サイズ・4枚・フルカラー PDFで納品、印刷不要
② 備えるフェスタ 当日配布用チラシ	A3サイズ・両面・フルカラー・折りたたみ PDF及び2,000枚を印刷して納品
③ 防災シンポジウム 当日配布用チラシ	A3サイズ・両面・フルカラー・折りたたみ PDF及び400枚を印刷して納品
④ シール400枚	 参考：昨年度に作成したシール

(7) 防災シンポジウムの運営補助・写真撮影・動画撮影及び配信・動画編集・DVD作成

ア 司会者を1名手配し、防災シンポジウムの司会進行を行う。

(ア) 作業時間

リハーサル 11:00～11:30（予定）

シンポジウム本番 12:30～14:00

（前半：表彰式、後半：トークセッション）

(イ) その他

台本については、別途市が作成し、提供する。

イ 動画撮影及び配信 防災シンポジウムを最初から通して撮影し、LIVE配信する。

ウ 写真撮影 防災シンポジウムを最初から通して撮影すること。功労者表彰の集合写真撮影時には、本市職員と調整し実施する。

エ 動画編集 撮影した映像を「川崎市ぼうさいチャンネル」へ投稿するため編集すること。

オ 納品 一般家庭用機器で再生可能な形式のDVDメディアで令和8年12月24日（木）までに10枚納品すること。この場合の著作権等の権利については成果品の引き渡しをもって本市に帰属するものとする。

(8) その他

- ア 受託者は、本契約締結後、速やかに委託料金内訳書を提出すること。
- イ 会場の設営及び物品の調達等に関し疑義が生じた場合には市と協議し必要な指示を仰ぐこと。
- ウ 受託者は、市の求めに応じて業務の進捗状況等を報告すること。なお、工程に遅れが生じた場合には速やかに市に報告し、指示を仰ぐこと。
- エ 受託者は、会場において関係者以外立入り禁止エリアに無断で立ち入らないこと。
- オ 受託者は、本業務を遂行するにあたり、市民サービスの提供者としてふさわしい言動や身だしなみに努めるとともに、関係法令を遵守し、市民の信頼を失うことのないよう細心の注意を払うこと。また、市民等からの意見には真摯に対応し、直ちに市に報告すること。
- カ この仕様書に定めのない事項については、協議の上、市の決定に従うものとする。また、設置資機材等に軽微な増減が発生した場合には柔軟に応じること。